

令和
五條市議会第二回六月定例会会議録(第五号)
元 年

令和元年六月二十五日(火曜日)

議事日程(第五号)

令和元年六月二十五日 午前十時開議

- 第一 同第一号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第三号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第四号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第八号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第二 追加日程第一 特別委員会設置及び付託に関する動議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太 紀
副市長	堀 吉
教育長	内 起
理事（総務部長）	内 伸
技監	吉 暁
政策企画監	藤 克
	細 敬
	川 太
	原 哉
	田 史
	内 起
	内 伸
	田 成
	田 好

十二番	大 谷
十一番	藤 富
十番	吉 田
九番	山 口
八番	福 塚
七番	岩 本
六番	窪 佳
五番	吉 田
四番	牧 野
三番	平 岡
二番	養 田
一番	伊 谷
	龍 美
	恵 雅
	雄 子
	範 司
	司 実
	孝 孝
	秀 秀
	正 正
	一 一
	司 司
	康 康
	司 司

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	水道局長	会計管理者	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長
柳ヶ	芳田	車谷	馬場	井筒	松本	西本	西峯	菊井	東	小森	谷口	水本	松井	石田	井上	平田	中本	辻田	和
	瀬田	佳谷	憲場	昭雅	成	久	久	順	純	比	晶	俊	和	茂		耕	賢	祥	剛
	美子	隆	樹	則	人	雄	美	作	司	美	紀	明	永	人	昭	一	二	友	明

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

暫時休憩します。

午前十時一分休憩に入る

午前十一時十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）動議を提出します。

上野公園総合体育館シダアリーナの備品購入と柔道畳敷き込み料の調査をするため動議を提出します。（「賛成します。」の声あり）

○議長（平岡清司）賛成者がおられますので、動議が成立いたしました。

岩本議員、動議の内容。

○七番（岩本 孝）はい、これから朗読して説明いたします。

今定例会において、三回の議員全員協議会、また先の三月定例会における予算審査特別委員会で明らかになったように、五條市公園緑地課の総合体育館の事務には、非常に心配な不明確な点が幾つもあります。

このことについて、三月定例会での議会運営委員会で地方自治法第九十八条第一項議会の検査権を付けることについて審議が行われましたが、意見少数となり、議会側から理事者に対し第三者機関で調査究明を行うよう求め、併せて議会としても今後徹底した調査を行うと決議い

たしました。

今定例会中も三回の議員全員協議会が開催され、シダーアリーナ購入備品の入札や随意契約資料が訂正もあつたので、議会に二度にわたり配布されました。

平成二十八年度から平成三十年度の間にシダーアリーナ備品購入の入札が二十七回行われた合計金額は、一億二千七百五十一万一千二百九十五円になります。その中で同一業者が六回にわたり落札をし、その合計金額が二千六百八万一千八百円で、全体金額の二〇・五一パーセントとなり、受注率上位四社は入札二十七回中、十六回の落札で合計金額九千三百五十五万六千六百七十円となっています。

何とこの三箇年の入札金額の七三・二九パーセントも占めております。落札率もこの四業者は二百万円以上の物件では、九四・六三パーセントから九八・六七パーセントと高落札率になっております。

また平成二十九年度の入札回数は全件七回で、そのうち六回が同一業者を指名し、その参加している業者は先ほどの受注率上位四者とあつた一社の五者で行われ、同一の業者がいつも辞退をしています。要するに四業者間で六回の入札が、あつた一回の入札はS社ほか二者が加わり棄権や辞退をする中で同じ四業者で入札が執行されたということでございます。

また不思議なことに、S社は八回も入札指名業者であるにもかかわらず、棄権や辞退を繰り返しております。ますます疑惑が深まるばかりです。

次に、公園緑地課による総合体育館の契約や物品購入の事務のうち随意契約でS社に登録がないときに請負をさせたり、昨年、県二百五十万円と市二百五十万円の費用の大部分を負担している柔道大会で、S社より県の事務局と五條市公園緑地課にどちらも同じ名目で柔道畳敷き込み業務委託料の支払請求が行われ、S社に県事務局と五條市公園緑地課より二重払いをしていたことが昨日の議員全員協議会で明らかになりました。

またその大会のためにリースしたと説明を受けた六十四枚の柔道畳ですが、この大会終了後、構造上、指定可燃物は倉庫にも置くことができないシダーアリーナ倉庫に市が一枚四万五百円（税抜き）で購入した五百六十枚の畳とともに、その六十四枚を混入させ、その後移動の指示があり五百六十枚の畳とは別に市の施設である五條東中学校柔道場に六十四枚の柔道畳が約九箇月間も保管されたままになっていて、これはシダーアリーナのスパーカップですね、そこではリース契約がないということが発覚しました。

この柔道畳はS社により製造元の日本被服工業株式会社所有の倉庫に六月十七日に移されたと説明を受けています。

これらについては理事者側から地方自治法の監査の要求ということで監査委員が監査を実施してくれている最中ですが、議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされております。

議会の権限を使って独自で検査をし、その内容を市民に伝えなければ、議会及び議員の責任は果たしたとは言えない現状でございます。

よって議長には、今定例会において地方自治法第九十八条第一項の議会の検査の実施を決定していただくこと、またこの検査を実施するに当たっては、真に真相究明を求める議員によって特別委員会を作って検査することが大事であると考えるところから、議長においてしかるべき措置を取っていただけるよう強く求めるものでございます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）お諮りいたします。

先ほど七番岩本議員から提出された特別委員会設置及び付託に関する動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決をいたします。

なおこの採決は起立により行います。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よってこの動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩に入る

午後一時二十七分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

先ほど動議を日程に追加し、議題とすることになりました追加日程第一、特別委員会設置及び付託に関する動議を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して趣旨説明をさせていただきます。

公園緑地課における入札と随意契約における地方自治法第九十八条第一項について調査権を付けることについて。

今定例会において、三回の議員全員協議会、また先の三月議会における予算審査特別委員会で明らかになったように、五條市公園緑地課の総合体育館の事務には、非常に心配な不明確な点が幾つもあります。

このことについて、三月定例会での議会運営委員会で地方自治法第九十八条第一項議会の検査権を付けることについて審議が行われましたが、少数意見となり、議会側から理事者に対し第三者機関で調査究明を行うよう求め、併せて議会としても今後徹底した調査を行うと決議しました。

今定例会中も三回の議員全員協議会が開催され、平成二十八年度から平成三十年度におけるシダーアリーナ購入備品の入札や随意契約資料が訂正もあって三月定例会と今定例会の二度にわたり議員に配布されました。

その資料では、平成二十八年度から平成三十年度の間にシダーアリーナ備品購入、入札が二十七回行われ合計金額は一億二千七百五十一万一千二百九十五円に及びます。その中で同一業者が六回にわたり落札をし、その合計金額が二千六百八十八万一千八百円で、全体金額の二〇・五一パーセントとなり、受注率上位四者は入札二十七回中、十六回の落札で合計金額九千三百五十五万六千六百七十円となっております。

何とこの三箇年の入札金額の七三・二九パーセントも占めています。落札率もこの四業者で、二百万円以上の物件では、九四・六三パーセントから九八・六七パーセントと高落札率になっております。

また平成二十九年度の入札回数は全件七回で、そのうち六回が同一業者を指名し、その参加している業者は先ほどの受注率上位四者とあと一社の五者で行われ、同一の業者がいつも辞退をしております。要するに四業者間で六回の入札が、あと一回の入札はS社ほか二者が加わり棄権や辞退をする中で同じ四業者で入札が執行されたということでございます。

また不思議なことに、S社は八回も入札指名業者であるにもかかわらず、棄権や辞退を繰り返しています。ますます疑惑が深まるばかりでございます。

次に、公園緑地課による総合体育館の契約や物品購入の事務のうち随意契約でS社に登録がないときに請負をさせたり、昨年、県二百五十万円と市二百五十万円の費用の大部分を負担している柔道大会で、S社より県の事務局と五條市公園緑地課どちらにも同じ名目での柔道試合敷き込み業務委託料の支払請求が行われ、S社に県事務局と五條市公園緑地課より二重払いをしていたことが昨日の議員全員協議会で明らかになりました。

またその大会のためにリースしたと説明を受けた六十四枚の柔道畳ですが、この大会終了後、構造上、指定可燃物は倉庫にも置くことができないシダーアリーナ倉庫に市が一枚四万五百円（税抜き）で購入した五百六十枚の畳とともに、その六十四枚を混入させ、その後移動の指示があり五百六十枚の畳とは別に市の施設である五條東中学校柔道場に六十四枚の柔道畳が約九箇月間も保管されたままになっていて、本大会でのリース契約がないという事案が発覚しました。

なお、この柔道畳はS社により製造元の日本被服工業株式会社所有の倉庫に六月十七日に移されたと説明を受けています。

これらについては理事者側から地方自治法の監査の要求ということで監査委員が監査を実施してくれている最中ですが、議会といたしましても、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされており。

議会の権限を使って独自で検査をし、その内容を市民に伝えなければ、議会及び議員の責任を果たしたとは言えないと思います。

よって議長には、今定例会において地方自治法第九十八条第一項、議会の検査の実施を決定していただくこと、またこの検査を実施するに当たっては、真に真相究明を求める議員によって特別委員会を作って検査することが大事であると考えることから、議長においてしかるべき措置を取っていただけるよう強く求めます。

議員各位にはどうか御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、六番窪 佳秀議員の発言を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）ただいま議長からお許しをいただきましたので、今回提出されました動議について現時点での反対の立場として意見を申し上げます。

今回の動議に対しては、昨日の全員協議会も含め、三回の協議会の中で確かに不自然であり、疑問なところもあり、今回の動議についてはもっともであると思いますが、その中において、答弁の中で監査中であるとか、そしてまた監査に報告を行っていない等の答弁で報告ができない、そういうような形の答弁があったわけでございます。その結果、そのことから監査の結果を待つてからの対応で良いと思います。

今回の動議である地方自治法第九十八条第一項の検査権については、対象は地方公共団体の事務である、そしてまた方法としては書類及び計算書の検閲、または長やその他の執行機関からの報告を求めることの二つであります。検査の方法には実地検査は含まれず、実地検査の必要があるときには監査委員に対して監査を求めその結果を報告されるのが適当であると理解しているところであります。

また検査の結果に基づき、議会がどのような対処をするのか、これは全く議会側の任意でありまして、議会は長、その他の執行機関に対する責任追及やそしてまた意見書の提出に結び付くなどの取扱いもあります。今回の件での地方自治法第九十八条第一項の検査権を行使しても、現段階では限度限界があると感じます。

今後の監査の結果等により、不自然そして不穏な点があれば、一つの例として法治国家である日本ですから、司法の場に委ねるのが適当であると考えます。したがって、今回のこの時期での動議については反対をするものであります。

議員各位には御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）次に大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、動議の趣旨説明に対する賛成討論をさせていただきます。

趣旨説明にもありましたように、この問題につきましましてはこの間、議員全員協議会が三回開催されまして、議員が請求した資料請求に基づ

きまして調査をしてまいりました。その中ではかなり大きな問題と疑問が発覚したわけでありませう。

そのうちの一番大きな問題を、議員の皆さん方はもう全員御存じでございますけれども、明らかにさせていたただきたいというふうに思いません。

まずその一つは、シダーアリーナができてから、平成二十九年から何回か柔道の大会をやられておりますけれども、平成三十年の六月に開催されました第一回シダースーパーカップの柔道の大会が行われておりますけれども、この大会の実行委員会はシダースーパーカップ柔道大会実行委員会といたしまして、委員長は太田市長であります。この大会に対しまして、五條市から二百五十万円、県から二百五十万円、計五百万円の補助金を拠出しているわけでございます。

その中で、この大会開催に当たりまして、柔道の畳を敷込みしておりますけれども、その枚数は従来五條市が保有しております五百六十枚とそして不足分六十四枚を敷き込みしているわけでありませうけれども、この敷込みに対しまして、五條市内でスポーツ用品を扱うS社からそれぞれ五條市の公園緑地課にも大会実行委員会にも請求書が上げられております。

まず五條市側を明らかにしますと、去年の九月二十五日付けで、五條市内のスポーツ用品を扱うS社から都市整備部公園緑地課に対しまして柔道試合場敷込み業務委託料、六試合分として三十万円、消費税込みで三十二万四千円の請求をされております。これに対しまして議員全員協議会の答弁では、払ったというふうに答弁されておりますから、これは払ったのは間違いのないと思えますね。一方、柔道大会実行委員会に対して同じく五條市内で営業するスポーツ用品を扱うS社から請求書が上がっておりますけれども、これは九月十八日でありますね、この請求書の内容は柔道試合場敷込み業務委託料として八試合分として三十五万円、消費税込み三十五万円の請求書が上げられております。しかしこの大会実行委員会の決算書を見ますと三十五万円が払われているということになっているわけでありませう。

これは同じ柔道畳の敷込みに当たってその敷込み料を、いわゆる五條市にも請求し柔道大会実行委員会にも請求してそれを受け取ったということが明らかではないかと思えます。これはやはり二重の請求、それに対する二重の支払になるのではないかという大きな問題だと思えます。

もう一つの問題は、この第一回のシダースーパーカップのときにリースした六十四枚の畳、これが現時点ではリースの相手の会社は分かっておりますけれども、誰がリースを担当してこのリース代をどちらが払っているのかということも分らないということでありませう。

そのほかいろいろ問題点が明らかになりましたけれども、この問題点調査に対しまして、理事者の皆さん方は監査委員に調査を依頼したと

いうことでありますけれども、これはこれとして素晴らしいことだと思えます。監査委員の皆さん方の全力でやはりこの調査をしていただくことが大事だと思えます。しかし、この今明らかにしましたこの問題の大きさから言いますと、いわゆる監査委員の責任だけにしておくのではなしに、私たち市議会議員は地方自治法の中で、行政の違反監督責任を負わされております。具体的に言いますと、地方自治法の第九十六条の議決権をはじめとして第九十七条、第九十八条の調査権、そして第九十九条、第一百条の証人の出頭や尋問も含めた百条調査権、こういう権限をいただいで責任を果たすように法律では責任付けられているわけですね。

したがって、理事者の皆さん方は監査委員にもお願いしていますけれども、この問題の大きさから言えば同時に市議会議員の責任上、地方自治法で認められています当面は地方自治法第九十八条の第一項を活用して、この調査に当たって解明して問題点を明らかにして、そしてこの問題点の原因を明らかにし、対策を講じるとともにこういう巧妙な問題がほかの業務に広がらないようにするためにも、監査委員の皆さん方の努力とともに我々市議会議員が今ここで、この問題を第九十八条第一項の活用で調査するその責任があるのではないかとこのように考えます。

地方自治法第九十八条第一項の条文を明らかにしておきます。「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会もしくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ」という事務の検査と同時に報告も請求できるということであります。

したがって、やはり当面は地方自治法で与えられたこの第九十八条第一項を活用して、我々市議会議員の責任を果たしていくことが非常に求められているのではないかと考えます。

今、主な問題点を申し上げましたけれども、この間の議員全員協議会の中では、いわゆる柔道畳の敷込みの業務に当たっては、五條市の登録していない業者にもさせていたということも明らかになっておりますし、その他いろいろ疑問も疑惑もたくさんありますので、繰り返し申し上げますけれども、今地方自治法第九十八条第一項を活用して市議会議員の責任でこの問題の検査をすることが非常に重要だと考えますので、この動議の趣旨説明に賛成するものでございます。

どうか市議会議員の皆様方の多数の賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）次に、吉田雅範議員の発言を許します。（「十番」の声あり）吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、私はただいま日程に追加されました特別委員会の設置及び付託について反対の立場から討論を申し上げたいと思います。

本件につきましては、平成三十一年三月定例会の際に、市議会として「総合体育館における契約事務等の調査及び結果並びに報告に関する決議」を提出し、全会一致で可決したものであります。

決議文の中で「理事者側においても第三者機関で調査究明を行いその結果について報告を求めるものである」としております。理事者側においては現在、監査委員に監査を依頼しているということを聞き及んでおります。現在、監査委員は監査の最中であり、議会として議員全員が報告を求めるとの意思決定をしておきながら監査の結果を待たずして特別委員会を設置し、検査を行っていくことは議会としては時期尚早であること、また他機関の事務について尊重しないことになりかねないのではないかと考えます。

以上のことから、私は本案については反対するところでございますが、議員各位には何とぞよろしく御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）次に、山口耕司議員の発言を許します。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長より発言の許可をいただきましたので、公園緑地課の入札及び随意契約につきまして第九十八条の一項の調査権を付けることに対しての動議に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず三月議会での予算審査特別委員会の総括質問におきまして、この柔道畳であったり、そして上野公園の入札に係ることに對して不信感を抱く、また調査していく上においていろんなことが解明できないような状態になっておるといのが発覚した次第でございます。

そうした中において、三月議会におきまして、決議文を打たせていただきましたが、その決議文と申しますのは、議会側から理事者側に對しまして、第三者機関で調査究明を行うよう努めてください。そしてまた併せて議会としても今後徹底した調査を行うと決議をさせていただいたところでございます。そうした中において、やはりこういった重要案件は議会として調査していくことが大変大事であると考えます。

今なお監査中ではございますが、監査委員の報告が出てからでは私たちの知識がそこまで及ぶのに大変時間が掛かります。そうした中で、今検査権を付けてこの第九十八条一項の条文に従って調査をしていくことが大変大事であると考えます。

また三月の総括質問の中で明らかになったことでございますが、先ほど平成二十九年度の上野公園の備品の発注において七回の入札が行われておりまして、その入札について五つの業者が指名されておる、その中で四業者が常に同一落札業者であるとの趣旨説明がございました。その説明に加えまして、これは三月の議会で明らかになったことではございますが、納入証明書が同一であったということです。だからその業者、入札されておる業者は四業者でございますけれども、この四業者に限っては納入証明書が同一であったと、大変不信感を抱くところでございます。

そしてS社におきましては、日本被服工業株式会社よりの特約店契約が一年間しかないということです、普通会社からの特約店契約というのは、何年単位と続くものでございまして、一年限りになっておる、そして柔道畳の敷込みにおきまして、他社の見積りもなく、そして金額設定も大変あいまいであるというのが三月議会の予算審査特別委員会、そしてまた今回の議員全員協議会の中で明らかになったわけでございます。そして六十四枚の畳の行方も最終的には日本被服工業株式会社の倉庫に戻されたということを聞かせていただいております。

そうしたところ、今こういった二重払い、二重計上になっておる案件に対しましても市民からの大切な血税でございまして、市民からの税金はきちつと使われなくてはならないと考えるところでございます。議会としてもやはり三月定例会の決議文のとおり調査していくことが大事でございます。幾ら監査中ではございまして、議会は議会としてきちつと調査を進めていくことが大変重要であると考えるところでございます。

最後に、正義が栄え誠実が報われるような五條市を築いていかなくてはならないと考えます。どうか議員各位におかれましては、本件につきましては御賛同賜りますようお願いを申し上げます、山口の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。特別委員会の設置及び地方自治法第九十八条第一項の権限を特別委員会に付託することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第一、同第一号から同第七号までの七議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）同第一号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第三号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第四号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第五号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第一号から同第七号までの七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査会委員の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市政治倫理審査会委員七名の任期が令和元年九月三十日をもって満了するため、その後任を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思います。

同第一号は、石田榮仁郎氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は近畿大学名誉教授で、現在弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の会長を務めていただいております。次に、同第二号は、河田智樹氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は立命館大学講師で、弁護士をされており。

以上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しておられます。

次に、同第三号は、辻 信彦氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は本市の元職員であり、地方自治、行政事務に精通しております。

次に、同第四号は、間林耕司氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は司法書士で、本市の公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、行政事務にも精通しております。

次に、同第五号は、岡 伸子氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は自営で農業をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

次に、同第六号は、福谷寿加代氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は五條市社会教育委員として広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方であります。

次に、同第七号は、平山角男氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は元会社役員で、広い見識を有しております。

以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。

今回、選任同意をお願いいたしました七人の方々は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ公平、公正な判断を必要とする政治倫理審査会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和元年十月一日から令和三年九月三十日までの二年間でございます。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本七議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本七議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本七議案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第二、同第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（井筒昭則）同第八号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第八号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち井本誓晃委員の任期が、令和元年九月二十九日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めるところであります。

井本氏は、皆様も御存じのとおり、現在、教育委員会委員として五條市教育の発展のため、御尽力をいただいているところであります。

人格は高潔で、人望も厚く、教育、学術及び文化に関し深い見識があり、教育委員として適任者であります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和元年度五條市一般会計補正予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しまして、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和元年第二回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多様の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

今議会に提出いたしました議案につきましては、可決、同意を得ましたことに心からお礼を申し上げます。

本定例会中に議員各位からいただきました御意見、御提言を踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政の発展のために御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましてはどうぞ健康には十分御留意をいただき、今後とも市政の発展と市民の幸せのため一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たつてのお礼と挨拶に代えさせていただきます。

○議長（平岡清司）これをもちまして、令和元年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午後七時十七分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 平岡清司

署名議員 窪佳秀

署名議員 岩本孝

署名議員 福塚実